第１６　パッケージ型自動消火設備

令第２９条の４第１項の規定に基づく、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成１６年総務省令第９２号）第２条で規定するパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

１　設置要件

パッケージ型自動消火設備を設置できる防火対象物は、次によること。

⑴　「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成１６年消防庁告示第１３号。以下この第１６において「告示第１３号」という。）第２第１号に定める「Ⅰ型」については、同第３第１号の規定によること。

⑵　告示第１３号第２第２号に定める「Ⅱ型」については、同第３第２号の規定によること。この場合において、同号に規定する「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」については、次によること。

ア　表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のすべてに該当するものが設置されている防火対象物又はその部分とする。

(ｱ)　座面（正面幅がおおむね０．８ｍ以上あるものに限る。）及び背面からなるもの

(ｲ)　表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

イ　布団又はベッドが設置されている防火対象物又はその部分（前アに該当するものを除く。）は該当しないものとする。

（⑴及び⑵令２・追加）

２　設置維持の基準

告示第１３号第４の規定によるほか、次によること。

⑴　防護面積（２以上のパッケージ型自動消火設備を組み合わせて使用する場合にあっては、当該設備の防護面積の合計）については、同時放射区域の面積以上であるものを設置することとされているが、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り、０．６ｍ長くすることができるものとすること。　☆

《一の居室等を２の同時放射区域とする場合の例》

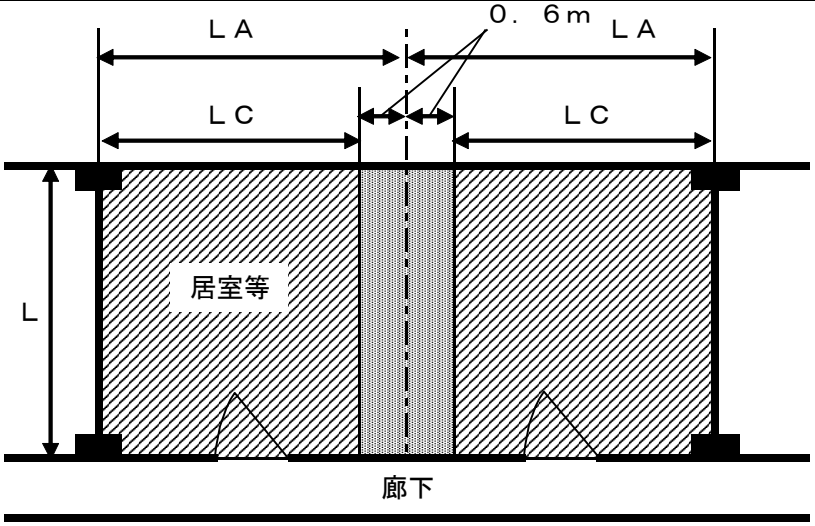

同時放射区域　Ｌ×ＬＡ＝Ｌ×（ＬＣ＋０．６）

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は

Ｌ×（ＬＣ＋０．６）とすることができる。

《廊下、通路等を２以上の同時放射区域とする場合》

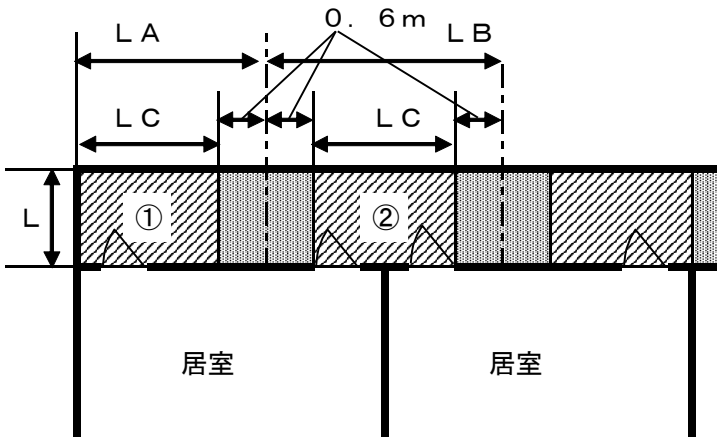

①・・・第１同時放射区域　　②・・・第２同時放射区域

第１同時放射区域　Ｌ×（ＬＣ＋０．６）

第２同時放射区域　Ｌ×（０．６＋ＬＣ＋０．６）

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ

Ｌ×（（ＬＣ＋０．６）又は（０．６＋ＬＣ＋０．６））

とすることができる。

(2)　消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、作動装置等を２以上の同時放射区域において共用する場合については、告示第１３号第４第６号の規定によること。この場合において、告示第１３号第４第６号（１）に規定する「隣接する同時放射区域」とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのある、当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。

《隣接する同時放射区域の例》

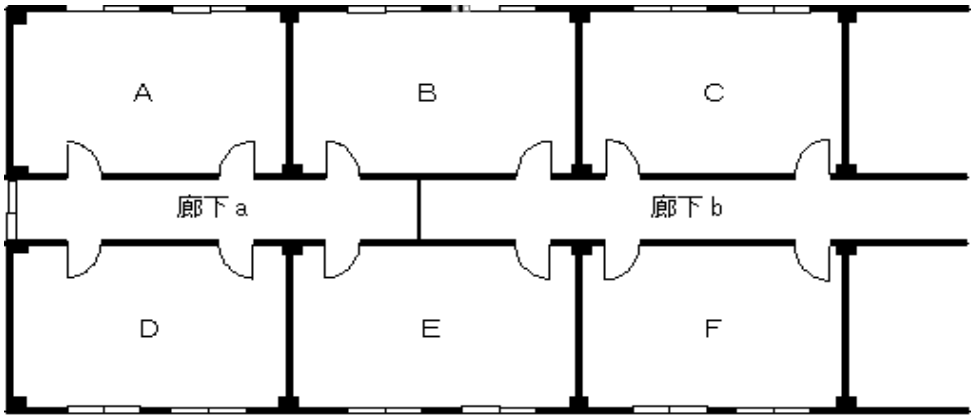

	A	B	C	D	E	F	廊下ａ	廊下ｂ
A		○					○	
B	○		○				○	○
C		○						○
D					○		○	
E				○		○	○	○
F					○			○
廊下ａ	○	○		○	○			○
廊下ｂ		○	○		○	○	○	

備考　①　○印は、隣接するものを示す。
②　廊下ａ及び廊下ｂは、一の同時放射区域を告示第１３号第４第２号の規定により、区画した場合
③　各室は、一の同時放射区域となっている。

《同時放射区域と最大防護面積の例》

凡例：------　防火性能を有しない壁

━━━　防火性能を有する壁

最大防護面積が２１㎡のパッケージ型自動消火設備Ａ・Ｂ・Ｃを設置する場合

① 居室の床面積が２１㎡以下の場合

21㎡ A

※一の同時放射区域の面積は、１３㎡以上とすること。

② 居室の床面積が４２㎡以下の場合

21㎡ A	21㎡ B

※隣接する同時放射区域間の設備は共用できない。

③ 居室の床面積が６３㎡以下の場合

21㎡ A	21㎡ B	21㎡ A

21㎡ A	21㎡ B
21㎡	C

④ 居室の床面積が１０５㎡以下の場合

21㎡ A	21㎡ B	21㎡ C
21㎡ C	21㎡ A	

⑤ 防火性能を有する壁がある場合

居室　21㎡ A	居室　21㎡ A
廊下　21㎡	A

※隣接する同時放射区域間で設備を共用できる。

⑥ 居室の床面積が１０５㎡以下の場合

A 40㎡	B の厨房	階段室	21㎡ 通路 A	20㎡ A 居室	20㎡ A 居室
				21 ㎡ 通路 B	
A	B 84㎡	A の食堂	B	20㎡ A 居室	20㎡ A 居室

※居室の扉が防火戸の場合は居室と通路で設備を共用できる。

(3)　告示第１３号第４第６号（１）ハに規定する「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」とは、１の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている場合のほか、次のいずれかにより火災が発生した同時放射区域以外には消火薬剤を放射させない措置を講じること。

ア　１の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる２以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

(ｱ)　当該措置を可能とするため、告示１３号第１１第３号において１の作動装置等に起動信号を発信した後は、他の作動装置等に起動信号を発信しなくてもよいものとする。

(ｲ)　告示第１３号第４第６号イ、ロ及びハに掲げる場合以外の場合には、隣接する同時放射区域間で受信装置の共用が認められていないことから、隣接する同時放射区域において、各受信装置が異なる２以上の火災信号を受信したときには、それぞれ対応する同時放射区域に係る選択弁等に起動信号を発信させること。

イ　火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が１の同時放射区域において異なる２以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの

ウ　（４）により同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から３５ｃｍ以上下方に突出した難燃性のたれ壁が設置されたもの

(4)　告示第１３号第４第６号（１）ハの規定により、隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合を除き、境界部分を０．９ｍ以上重複させて設定すること。また、前（3）、ウの場合にあっては同時放射区域の重複が２を超えないこと。

《隣接する同時放射区域の設置方法》

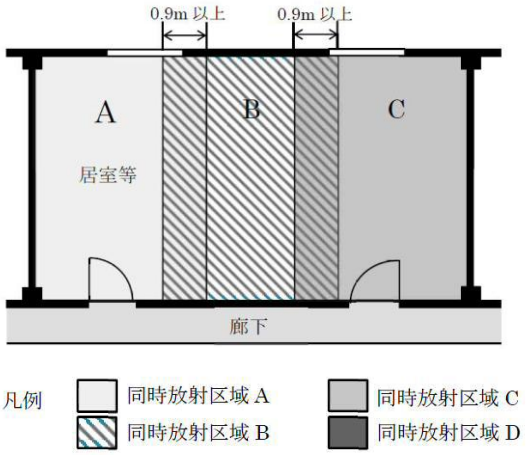

《設定できない例》

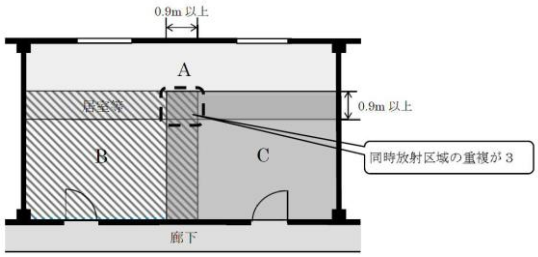

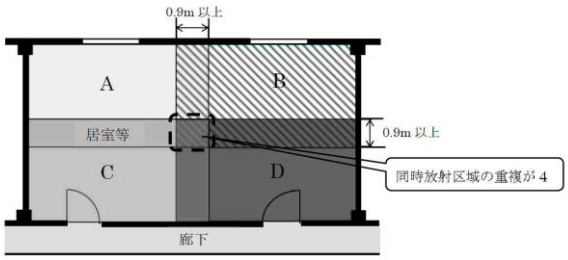

（(3)令２・追加）